

學校教育法施行規則幼稚園の部解説（一）

文部事務官 笠原謙二郎

はしがき

「幼兒教育」の依頼に應じ本年五月廿三日文部省令第十一號を以て公布された學校教育施行規則中第七章、幼稚園の諸條文を逐條的に解説して、幼稚園、保育所、託児所等の關係者の参考に供したいと思う。之がためには此の省令の基礎づけをなす教育基本法（昭和廿二年三月廿一日法律第二十五號同日公布）及び學校教育法（昭和廿二年三月二十五日法律第二十六號三月三十一日公布）や前記施行規則の第一章、則及び附則中の關係諸條文にも時折ふれることも亦、讀者の理解を深める上に役立つと思われる所以、豫め御断りしておく。

前提として從來の學校制度が根本的に改正されて新しい學校教育法が生れなければならなかつた理由を二三述べて見るに於ける。日本の現状を省みると敗戦の原因は多々あるが、吾々教育者が其の大部分の責任を負うべきであるといつても過言でないと思う。では、吾々は直接關係に自分達が勝いた此の敗戦といふ歴史的現實の責任を何で償わなければ

ならないか。それは當然民主教育といふ立派な枠に充實した裏付をなすこと意外ならぬのである。斯く考えるとき、大學より幼稚園に至る全教職員は一日も安閑としては居られない。眞の民主教育といふものは生々さしい努力で達成し得るものでないことを充分理解して日々の職場に精進しなければならない。

之迄の學校關係法令は、殆んど例外なく、各學校體系毎にそれ／＼單行の勅令（例えば大學のために大學令、幼稚園のために幼稚園令、同施行規則等々）というものが作られて來た。當然の結果として、學校體系は頗る複雜となつた。茲に一寸注意を引いておきたいことは、文部省關係の法令で議會の協賛を得た法律といふものは、經營關係の教育費負擔法とか、宗教團體法とか極少數のものである。之が中央集權的畫一教育となり、或者に利用され勝の手段となる教育、これは必ずしも軍閥につけこまれたばかりでなく、學校卒業證書は就職の鍵となり、如何なる人格と能力を有つ者であるかをいふ前に、先ず何處出身であるかによつて其の人の

前途の大部分を決定していた様な教育即ち軍閥教育、學閥教育となつた所以である。教育機會の不平等、激烈な試験等々、何んと非民主的官僚獨占的教育を吾々は無意識に受けた來たことか。この様にゆがめられた教育雰圍氣の中に育つて來た八千萬の日本人にとつて、民主憲法を身につけて生きて行こうといふことは全く容易な業ではない。眞にローマは一日にしてならぬを痛感する。然し教育者はこゝで匙を投げ出してよいであろうか。否次代の青少年をして其の生き方を誤らせるのは、幼兒教育者であらねばならない。既に何割か古い教育の種を植付けられてしまつた生徒兒童(青壯年は勿論)の

矯正は、これ又並々ならぬ努力を要する。新教育の五ヶ年計畫、續いて其の恆久計畫の樹立の音頭は、幼稚園、保育所の關係者で取ろうではないか。——大部脱線したが、要するに國民が作つた新しい學校教育法によつて、當然教育は男女平等、凡ゆる階級に對して均等な、能力に應じた人間を作る教育を目指すと共に、學校體系は大變單純になつたのである。然し、吾々教育者は決して此の制度を以て完全なものとして満足してはならない。教育が悪い意味で軍閥に代つた政黨に利用されないよう、幼稚園から少くとも高等學校まで無償(之は授業料だけでなく凡ての教育費保育費も含めて)の教育を公費で行える地方分權的教育世界を目指とするのが、憲法の理想であるといふ斷定は間違ひであらうか。

學校教育法施行規則抄

第一章 總則

第二節 設置廢止

第一條 學校には、別に定める設置基準に従

い、その學校の目的を實現するため必要
な校地、校舎、校具、體操場、圖書館又は
圖書室その他の設備を、設けなければなら
ない。

學校の位置は、教育上適切な環境に、これ
を定めなければならぬ。

第二條 學校設置の認可を受けようとする者は、左の事項を記載した書類に、校地、校舎、體操場、寄宿舎等の圖面を添え、監督廳に申請しなければならない。

第三條 前條の學期中には少くとも、左の事項を記載しなければならない。

第一項 第四號及び第五號の變更は、監督廳に届け出なければならない。

第二項 第四號及び第五號の變更は、監督廳に届け出なければならない。

第三項 前條の學期中には少くとも、左の事項を記載しなければならない。

一、修業年限、學年、學期及び授業を行わ
ない日(以下本業日と稱する)に關する事項

二、部科の組織に關する事項

三、教科課程及び授業日時數に關する事項

四、試験及び課程修了の認定に關する事項

六、學校開設の時期

前項第一號から第三號までの變更は、監督

校

五、敷容定員及び職員組織に關する事項

六、入學、退學、轉學、休學及び卒業に關する事項

七、授業料、入學料その他の費用徵收に關する事項

八、賞罰に關する事項

九、寄宿舎に關する事項

第十條 校地を増減し、又は校舎、體操場、寄宿舎等の増改築をしようとするときは、

その設置者において、その圖面を添え、監督廳に届け出なければならない。

第五條 學校の設置者を變更しようとするときは、その設置者において、第二條第一項

第一號から第五號までの事項及び變更の年月日を具し、監督廳の認可を受けなければ

ならない。

第六條 學校を廢止しようとする者は、廢止の事由及び學生、生徒、兒童又は幼兒の處

置方法を具し、監督廳の認可を受けなければ

ならない。

第七條 學校教育法によつて設置する義務を負う者の設置する學校の校數及び位置を

變更しようとするときは、その設置者において、地方長官に届け出なければならない。

第二節 免許狀及び資格

第八條 校長（學長を除く）は、校長免許狀

を有する者でなければならない。監督廳に届け出るに當つては、その履歷書を添え

教諭は、教諭免許狀を有する者でなければならぬ。

助教諭は、助教諭免許狀を有する者でなければならぬ。

ればならない。

第九條 養護教諭は、養護教諭の免許狀を有する者でなければならない。

第十條 校長免許狀及び教員免許狀の種類、

檢定、授與、取上げその他に關する事項は

別にこれを定める。

第十一條 學長、教授、助教授及び助手の資格に關する事項は、別にこれを定める。

第十三條 衛生懲戒その他の

第六條 學校を廢止しようとする者は、廢止の事由及び學生、生徒、兒童又は幼兒の處

置方法を具し、監督廳の認可を受けなければ

ならない。

第七條 學校教育法によつて設置する義務を負う者の設置する學校の校數及び位置を

變更しようとするときは、その設置者において、地方長官に届け出なければならない。

三 正當の理由がなくて出席常でない者

第十四條 私立學校が、校長を定め、監督廳

に届け出るに當つては、その履歷書を添え

なければならぬ。

第五條 學校において備えなければならない

い表簿は、概ね次の通りとする。

一 學校に關係ある法令

二 學則、日課表、教科用圖書配當表、學

校醫視察簿及び學校日誌

三 職員の名簿、履歷書、出勤簿並に擔任

教科及び時間表

四 學籍簿、出席簿及び身體検査に關する

表簿

五 入學考査及び成績考査に關する表簿

六 資產原簿、出納簿及び經費の豫算決算

についての帳簿並びに圖書、機械器具、

標本、模型等の教具の目錄

七 往復文書處理簿

前項の表簿中、學籍簿は十五年以上、その他の表簿は五年以上、これを保存しなければ

ならない。

學校が廢止又は閉鎖された場合には、國立

又は公立の學校にあつてはその設置者において、私立學校にあつてはその監督廳において

學籍簿を保管しなければならない。

施行規則第七章 幼稚園

幼稚園の設置基準

第七十四條 「幼稚園の設置基準は別に之を定める」之は學教育法第三條「學校を設置しようとする者は學校の種類に應じ監督廳の定める設備編制その他に關する設置基準に従いこれを設置しなければならない」を承けたもので、學校を設置する時は國立、官立とはいわなくなつた（公立私立の如何を問わず、學校の種類に應じて監督廳（之は法第一百六條の規定によつて當分の間文部大臣である）の定める基準に従つて行わなければならぬ。學校教育法第一百六條の趣旨によれば將來時勢の進展に應じて此の學校設置基準及び保育要領の制定権は將來ある時期に下級監督廳に委任せられることを豫想しているのである。それで文部省では既に大學高等學校に關しては、夫々の設置基準委員會を設けて之が制定も遅くないのである。又小學校特殊學校幼稚園についても續いて制定の豫定である。尤も之等の設置基準制定以前であつても、從前の規定によつて存置する學校（學校教育法第九十七條第九十八條及び同施行規則第九十條、第九十一條参照）は、其の趣旨が教育基本法の定める趣旨の範圍内で學校を設置變更經營することができるのである。要するに學校設置基準ができるのに学校を設置してはならないということではない。

教諭一人の保育する幼兒數

保育日數及び時數

第七十六條 「保育日數及び保育時數は保育要領により園長が之を定める」本年二月上旬以來半年に亘り文部省に於ては司令部の民間情報教育部の協力を得て、國立、公立、私立の幼稚園保育所及び關係官廳、民間の知識經驗者等十數名の

つて園長教諭及その他必要な職員であるから本條文中の教諭は幼兒の保育を擔任する教諭助教諭図記講師等凡ての幼稚園職員の總稱であり、組編制をする場合は、擔任職員の力量幼稚園の設備規模幼兒の保育的環境等を考へて幼兒數を定めるべき趣旨である。小學校中學校の一學級の兒童生徒數五十人以下を原則として、之以上の學級編制をする時は特別の例外措置として取扱うこととしているのに反して、幼稚園では此の特別措置を定めていないのも、幼稚保育の特質を考慮した結果に外ならない。殊に幼稚園の教育が小學校教育の基礎であり、初めて社會生活に仲間入りをする獨立した人間幼兒の教育であることには鑑みて當然のことであろう。併せて、幼兒を常に定つた組とかグループの形に編制して置くことは、たゞ幼兒の或程度共通の條件を基礎としても、幼兒教育の本質上妥當なものであるか否かに就ては新教育の行き方から見て尙多くの研究を要するものではなかろうか。
實際保育の現場に携わる者に取つて興味ある課題である。

方々に依頼して保育要領作成中であつた。殆んど完成の域に達し近く出版する豫定であるが、此の幼稚園保育所等の運営指針とも云うべき「保育要領」の基準に従つて、園長は自己の教育方針を最大限に發揮するよう、民主的幼稚園經營を創らなければならぬのである。

次に新しい学校制度に於ては學校の種類に應じて設置基準や種々の學習指導要領が生れることになつた。經緯を附け加えて、其の運営を誤らないよう特に希望する次第である。徹底的に法規を簡易化し、教育の民主的地方分権を目指した結果、從來の教授要目や教授細目等の省令や訓令を定めることは一切省略することとなつたのであるが、法と施行規則だけで、學校教育の完遂を圖るためには、少くも最小限度のスタンダードをヒントして地方廳や學校長園長の行政的教育的活動研究の範圍を充分發展せしめる趣旨であるから、之等の基準や學習指導要領（何れも省令案の如き法的措置で公布することはないと思料される）を、唯一の金科玉條とのみ心得ることは如何であるか。當局としては之等設置基準及び指導要領の爲には教育及び保育が、中央集權的に統制劃一化することを最も怖れてゐるのである。

第七十七條「第二十五條、第二十六條、第四十四條及び第四十六條から第五十條までの規定は幼稚園に之を準用する」
幼稚園に準用される之等の條文は凡て小學校關係の條文であるが以下その各々について解説を試み其の當然準用されるべき趣旨を研究して見たいと思う。

保育要領

第二十五條「小學校の教科課程、教科内容及び其の取扱いに付ては學習指導要領の基準による」
小學校中學校の學習指導要領は一般論の外に各教科目別に出來ていて教科内容取扱方等を解説してあるが、幼稚園でも從來の保育項目それ自身及びそういう分離した分け方の可否等も種々研究の餘地があるので、結局項目別に保育要領を作成することを止め、小學校の教科課程、教科内容、その取扱等に準ずる幼稚園のそれ等に關する事項は、凡て一冊の保育要領によるべきことがそ

特殊児

第二十六條「兒童が身體の状況によつて履修することのできない教科は之を課さないことができる」
此の條文は教育の民主化、教權の自主性から見て校長及び教員が當然規定を俟たずして措置できる事項ではあるが、或特定の兒童で、先天的又は後天的に特定機能を失つたものがある場合、偶々特別の養護學級等の編成も不可能である理由の下に、一般兒童と同一學級で同じ取扱いをなすことは、兒童の人格を考慮しない取扱いであることを注意したに過ぎない條文である。以上の立法趣旨より推定すれば更に年少の幼兒を取り扱う幼稚園に於ても、當然準用せられる條文であることは明かとなるであろう。

保育年度

あるものと考えられる。

第四十四條「小學校の學年は四月一日に始り翌年三月卅一

休

日

第四十七條「小學校に於ける休業日は次の通りである。

- 一、一月一日及び國の定める祭日、祝日、
- 二、日曜日

三、夏季、冬季、學年末、農繁期その他に於て地方長官が

定めた日

自に終る、小學校の學期は地方長官が定める」此の學年とは
曆年に對する學年度のことであり、日本の歴史、慣習、社會
政治行政等の諸制度より見て當然の措置である。曆年と會
計年度の不一致が屢々社會的問題となることは又別問題とし
て保留して置かねばならぬことである。然し學校の學期の區
分に付ては、地方長官が之を規定し得るものであり、從來通
り三學期制に於ては第三學期が他の二學期に比して頗る短期
で各種の不都合不便をかもしている現状を見る時、地方の資
情、氣候、風土等の諸條件を考慮し二學期制等も採用し得る
餘地が勿論あるものと思われる。

第一號の元旦及祝祭日に關しては終戰後政府で別途の閣令
(?)で定めた筈であるが、夏季、冬季、農繁期休業日に關
しては監督廳たる都道府縣知事が地方自治運営の妙味を發揮
して夫々規定すべきものである。組合と知事又は文部大臣と
の協約に在る休業日とは、生徒兒童が正規の學級授業を中心
するの觀念を原則とするものであり、一般官吏の中でも特別
貴重な使命を有する教育者たるものはその尊い職場は寸時も
忽せにしてはならない。教育といふ事實は動物や死んだ物體
を取扱うものではなく、絶えず成長發展の途上にある幼兒の人
格完成を目指す聖職であることに深く思いをいたす時、吾々
は一層その使命の重大性を感じするものである。

第四十六條「授業終始の時刻は校長が之を定める」本條文
も小學校の條文であるが家庭殊に母と一體となつて幼兒の育
成に當る幼稚園の保育時間、及びその終始の時間は、園長が
最もその土地に相應しい決め方をすべく、更に近年保育所託
児所との提携が益々重要問題となりつつある現状、及び幼稚
園は最早や特權階級や一部富有家庭の子弟のみを對象とする
特定の保育所的段階に止まるべき時代でない社會情勢等に鑑
みて、本條文の取扱いに付ては園長の腕を振る餘地が大いに

非常の場合

第四十八條「非常事態其の他急迫の事情あるときは校長は隨時授業を行わないことができる。此の場合に於ては此の旨を地方長官に報告しなければならない」非常災害の発生した場合、貴重な幼児の生命を扱つてゐる校長園長が臨機應變の措置を講すべきことは教育者としての重要な責務の一つでなければならない。斯る場合、不慮の災害を最小限に防止するためには、幼児に對する事業の訓練も大切であるが職員自身の落付いた態度も幼児には非常に強く反映するものであり、眞の教育者としての人格の暗示なる教育作用は、斯る例外的な場合に最も鋭敏に働くものであることを忘れてはならない。又斯る場合の措置に付ては規定を俟つ迄もなく、時期を失せず、その原因状況結果臨應處置慎久措置等詳細に亘つて、府縣知事に報告し關係者の不安を最小限度に止めるよう教育事業の完遂に努めなければならない。

教員の進退

第四十九條「公立小學校助教諭の進退及び懲戒處分に關する規定は地方長官が之を定める」これも公立幼稚園に準用される一條文であるので之は法第八十一條「幼稚園には園長及び教諭を置かなければならぬ」。

幼稚園には前項の外必要な職員を置くことができる。園長は園務を掌り所屬職員を監督する。

「教諭は幼兒の保育を掌る」に照して之をみると、公立幼稚園とも當然養護教諭助教諭講師嘱託及び事務職員を置く

ことが出来る建前であり、又之を置くことが必要である。之等を置いた場合、本官以外の職員の進退及懲戒を知事に規定させぬ規定である。

諸給與

第五十條「公立小學校の助教諭の進退は地方長官が之を定める。前項の助教諭の俸給旅費其の他の諸給與並びに其の支給方法は地方長官がこれを定める」が公立幼稚園に準用されるので前項の解説で當然判るように公立幼稚園で本官たる職員以外の職員を採用せる場合、之等の俸給等及び其の支給方法は府縣知事が地方の財政事情に照して官吏の俸給及び支給方法に準じて適宜定めるべき趣旨であるが、教育保育に從事する職員たる身分及び地位を考慮して妥當な財政措置を講すべきことけ當然である。（つづく）